別記様式第８号　（第５条関係）

令和７年１１月26日

政治倫理基準違反審査請求書（議員用）

福知山市議会議長　様

福知山市議会議員 会派名及び氏名
代表者 藤井喜章（芳こう会）
賛成者 梶原秀明（維新政治会議員団）
水谷建也（民主政治くらぶ）

福知山市議会議員政治倫理条例第８条第１項の規定により、次のとおり審査を請求します。

対象議員名	片山　正紀
審査請求の内容	令和７年度福知山市議会議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケートにおいては、全議員協議会で全議員の合意の下、回答者を特定しようとする一切の行為を禁ずる旨を確認していたが、遵守されなかった。 議員による回答者探索の行為は、ハラスメント的、嫌がらせ又は不当な圧力的行為等に該当するとともに、議員としての誠実性及び議会全体に対する市民の信頼を損なう行為と評価され得る。 よって、当該行為は、福知山市議会議員政治倫理条例に違反する疑いがある。

添付資料
政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料
備考
１　審査請求には、議員３人以上の連署が必要である（連署する議員は、２以上の異なる会派（会派に属さない議員は、当該議員の総員をもって１会派とみなす。）に属する者により行われていなければならない）。
２　審査請求は、審査請求に係る行為のあった日から１年以内に行わなければならない。

受付 第649 7.11.26